議案第４６号参考資料

利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
本　則　（略） 附　則 （職員に関する経過措置） 第１条　（略） 第２条　この条例の施行の日から平成32年３月31日までの間，第10条第３項の規定の適用については，同項中「修了したもの」とあるのは，「修了したもの（平成32年３月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。	本　則　（略） 附　則 （職員に関する経過措置） 第１条　（略） 第２条　当分の間，第10条第３項の規定の適用については，同項中「修了したもの」とあるのは，「修了したもの（その者の研修計画を定めた上で，放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から２年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）」とする。 附　則 この条例は，公布の日から施行する。